

第 2 号 令和 7 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 費	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	徳島小松島港赤石地区整備事業費	千円 102,000
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区 整 備 事 業 費	臨海土地造成事業費	72,000
	3 徳島小松島港津田地区 整 備 事 業 費	臨海土地造成事業費	96,000

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業業務委託契約	令和 8 年 度	50,000千円